広報はが
確定申告の準備はお済みですか？
確定申告ね
自分の分は準備ＯＫ

でも
昨年他界した夫の確定申告はどうすればよいのかしら

役場税務課に行って聞いてみよう

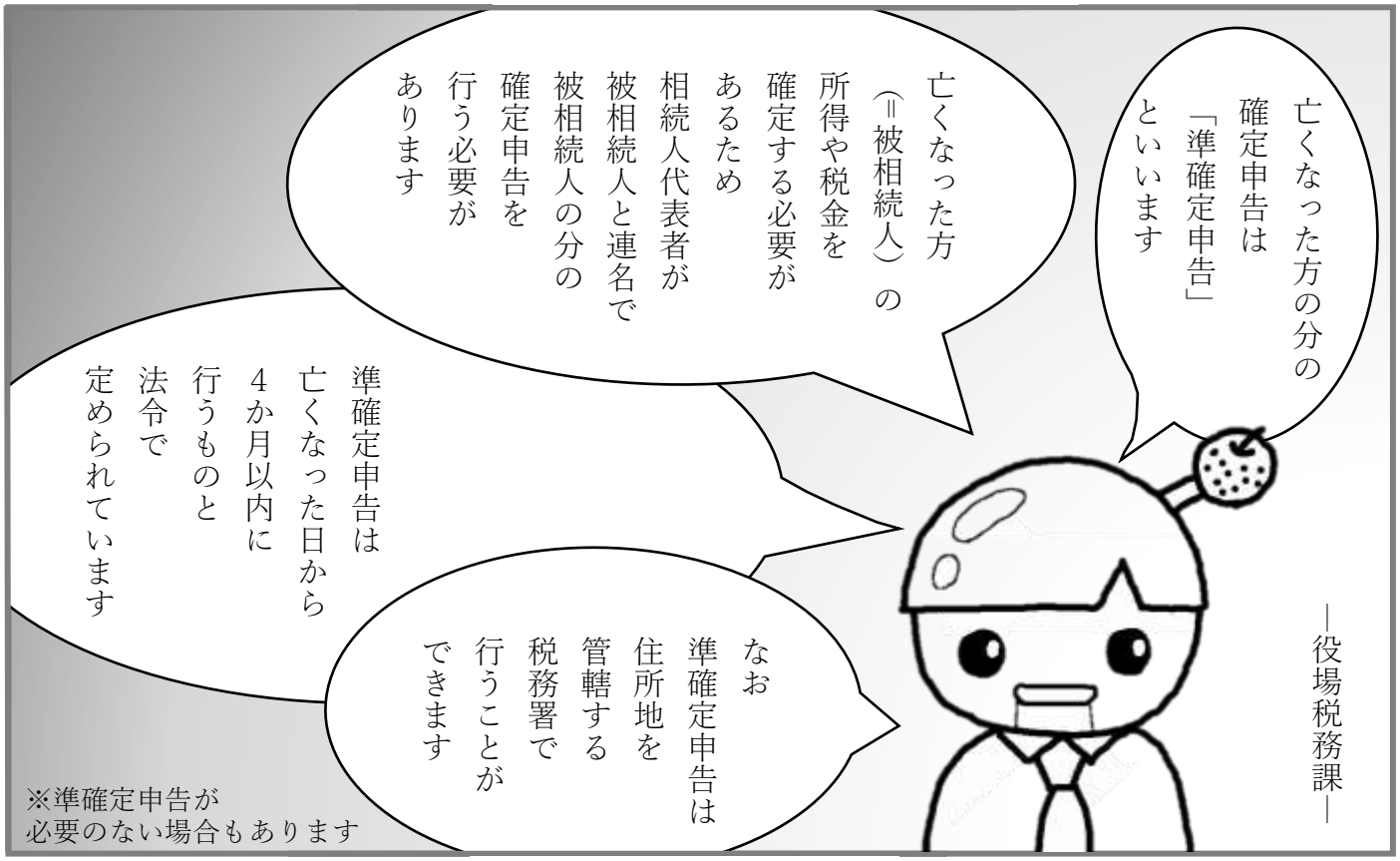
亡くなった方の分の確定申告は「準確定申告」といいます
亡くなった方（＝被相続人）の所得や税金を確定する必要があるため相続人代表者が被相続人と連名で被相続人の分の確定申告を行う必要があります
準確定申告は亡くなった日から4か月以内に行うものと法令で定められています
なお準確定申告は住所地を管轄する税務署で行うことができます
―役場税務課―
※準確定申告が必要のない場合もあります

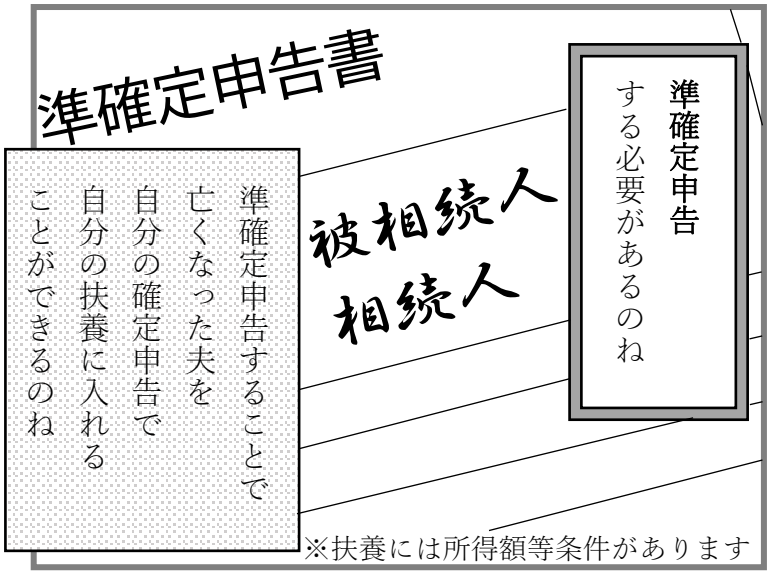
準確定申告書
準確定申告する必要があるのね
被相続人
相続人
準確定申告することで亡くなった夫を自分の確定申告で自分の扶養に入れることができるのね
※扶養には所得額等条件があります

準確定申告お忘れなく